

平成13年2月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

北海道では、平成13年度からより客観的な施策を評価することを目指して、第3次北海道長期総合計画の目標(評価単位)に評価指標を設定することとし、広く意見を募集しました。示された検討案の一覧に対して、他に設定した方がよい指標の有無とその理由、目標年の設定数値の妥当性などについて意見を求めています。このような方式は、住民参加型の評価システムといえましょう。

<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-shyok/Page2.htm>

大阪府は、このほど「平成12年度主要プロジェクト評価結果の概要」を公表しました。面的開発プロジェクトおよび鉄軌道整備(12事業)については、事業の今日的意義や必要性、採算性、事業遂行上の課題等の視点から、また主要施設整備(9事業)については、今日的視点からの設備・機能の必要性、計画の妥当性の視点から点検・評価しています。報告では、計画を廃止する事業が4事業、当初計画では実施しない事業が1事業となっています。

<http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/gyokaku/project/project12/index.htm>

日本評価学会の第1回大会が2月17日・18日の両日、東京工業大学において開催されます。評価制度、評価方法、監査・財政評価、地方自治体の行政、参加型評価の将来性などを議題としています。また「各界における評価の今日的課題と展望「革新と透明性向上」のために」と題したシンポジウムがもたれることになっています。

<http://www.hrd.tp.titech.ac.jp/JES2001/>

農林水産省が昨年末「21世紀における農林水産分野のIT戦略」(中間まとめ)を行い、パブリックコメントを求めたことについては、前号でお知らせしましたが、当センターでは、これに対応して、2月16日(金)、大河原当センター代表から熊沢事務次官に対し、「農林水産情報に関する提言」を行うことにしています。その概要などについては、次号でお知らせします。

農林水産省では、特定の農林水産物資について、セーフガードの検討に必要な情報を常時収集するため、常時監視していく必要があると認められる品目を監視対象品目に選定し、作期または四半期ごとに情報収集し、また、緊急に情報を集める必要があると認められる緊急監視対象品目については原則として月ごとに集めることとしています。情報収集は、統計調査実施部局を通じての収集を基本としていますが、都道府県、関係団体、市場関係者等の協力も得て行うとしています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/1gatu/sefty.html>

(社)農林水産業先端技術産業振興センター(STAFF)では、2月6日に「テクノロジー・アセスメントへの市民の参加を考える」と題したシンポジウムが開催されました。遺伝子組換え農作物を考えるコンセンサス会議の経過、コンセンサス会議の意義、日本では馴染みの薄いファシリテーターの役割、情報提供方法の改善などが報告され、今後政策決定過程の透明性について考える上でも示唆に富む内容でした。

<http://staff.or.jp/>

農業者に対する農業情報に関するアンケート結果（概要）

当農林水産政策情報センターでは、「農林水産関係情報の収集・集積・分析・提供体制の整備に関する調査研究」の一環として農業者に対して「農業情報に関するアンケート」調査を実施した。

アンケートは、平成12年8月、指導農業士、農業者、大学卒業生等6,761人に郵送し、有効回答者数は2,328人で、有効回答率は34%であった。

1. 農業者が重視している情報源

農業者が重視している情報源としては、まず農協・関係団体、普及センターがあげられ、次いで新聞・雑誌となっている。また先進農家やコンサルタント・業者を重視している者も相当数にのぼっている。これに対し、市町村を重視している者はそれほど多くなく、またインターネットは、全体としては現在のところ僅かである。

2. 農業者の満足の種類と不満の理由

農業者は、入手した情報に対してほとんど満足していないことがうかがえる。最も満足度の高い農業技術に関する情報でも満足していた者は51%に過ぎず、農業政策に関する情報では満足している者は30%に留まっている。

入手情報に対して不満を抱いている理由としては、農業技術では、「情報が少ない」、「情報が古い」、農業政策に関する情報では、「情報が分かりにくい」、「情報が少ない」、マーケティングに関する情報では、「情報が少ない」、「情報が探せない」、先進事例に関する情報では、「情報が少ない」、補助・融資に関する情報では、「情報が少ない」、「情報が分かりにくい」、経営管理に関する情報では、「情報が少ない」、「情報が分かりにくい」があげられている。

3. 問合せ回答サービスの利用意向

インターネットやファックス、電話などを利用して農業情報について問い合わせれば、回答が得られるようなサービスが開始された場合、90%の者がそのサービスを利用したいとしており、問合せ回答サービスに対して強いニーズがあることが伺える。

当センターでは、このアンケートのほか、農業者、普及員、市町村・農協職員等と意見交換を行っているが、これと併せて、地域で情報提供サービスを行っている機関と意見交換を行い、農業情報についての問題の所在と改善方向を検討していく予定である。

図1. 農業者が重視している情報源

(単位：%)

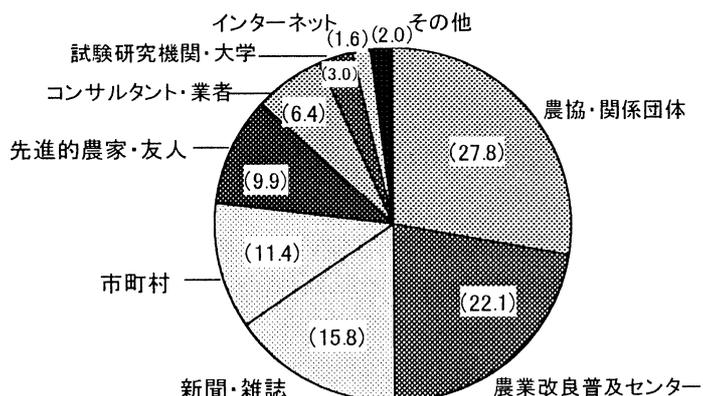


表1. 農業者の満足の種類

(単位：%)

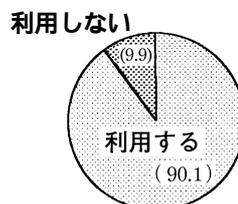
	満足	不満	無回答	合計
農業技術	51.2	45.5	3.3	100.0
農業政策	29.6	65.1	5.3	100.0
マーケティング	36.3	56.4	7.3	100.0
先進事例	42.9	49.7	7.5	100.0
補助・融資	40.6	52.7	6.7	100.0
経営管理	46.7	44.3	9.0	100.0

表2. 不満の理由

(単位：%)

理由種類	情報が少ない	情報がわかりにくい	情報が古い	その他
農業技術	51.7	5.1	21.7	21.5
農業政策	34.2	38.0	4.6	23.2
マーケティング	47.3	14.3	6.5	31.9
先進事例	52.6	8.1	11.1	28.2
補助・融資	41.6	26.4	4.1	27.9
経営管理	33.9	21.9	5.4	38.8

図2. 問合せ回答サービスの利用意向



イギリスの農業漁業食料省における政策評価

当農林水産政策情報センターでは、昨年3月、イギリスの農業漁業食料省（UK Ministry of Agriculture, Fisheries and Food; UK MAFF）で政策評価を担当している経済統計局経済部（Economics (Resource Use) Division）が実施している政策評価について調査を行った。この政策評価は、わが国総務省による3類型に従えば、総合評価である。1990年、UK MAFFの政策について5年ごとに一度この評価を行うことにつき、省内の相互理解が成立している。

この評価は政策の実施中あるいは終了後に行われ、その手順はおおむね次のとおりである。

1. 評価課題の決定

UK MAFFの組織は、省としての10の目標にそって分けられており、Economics Divisionが政策担当部局と相談のうえ、全省で150位ある課題のうちから30課題程度の候補リストを作り、省のManagement Board（6～8人程度の審議官クラスの人で構成）に提出する。

Boardでは、そのうちから毎年6～7課題を選び、その年の対象課題とする。評価のローリングプログラムと呼ばれている。

2. 評価実施者の公募

評価対象課題と評価の視点等について、1課題A41枚程度のペーパーを作って、イギリス国内で広く流布している経済紙2誌に公表し、広く一般から評価希望者を募る。

平均して、3～20のグループ（シンクタンクとか大学）や個人がA42枚の応募様式のペーパーにより応募してくる。この応募ペーパーには、課題についての見解、取り組み方、関連する経験、調査従事者への賃金を含む費用の見積もりなどが記載される。

3. 評価実施者の決定

Economics Divisionは、応募者を4グループ程度に絞り込み、さらに詳細な実施計画書等を求める。この段階で、これまでに個人が含まれたことはほとんどなかったとのことである。

この実施計画書等によりEconomics Divisionは、課題の把握の仕方、課題に対するアプローチの仕方が堅実か、能力、関連した業務に経験があるか、入札書類の明確さについて5人の審査官が採点、必要があれば面接も行い、それを「the best for money」という視点から総合的に勘案して評価実施者を決定する。ときには、シンクタンクと大学がジョイントすることもある。優れたProject Managerがいることが選定される条件になるほか、通常、経済的な側面からの調査も必要なので、

Economistが含まれていることも条件になることが多い。

4. 評価実施者の評価

評価実施者は、「政策目標が満たされているか、あるいは今後満たされるか」を主な課題とし、併せて次の事柄について、批判的かつ客観的な立場から調査を行う。評価期間は、12～18ヶ月とされている。

- ・政策の理論的根拠は、まだ有効で適切か。

例えば、その政策が何故期待どおりにならなかったのか、についての具体的な理由の調査

- ・政策目標はまだ有効で当面の問題と関連しているか。

政策立案当初の政策目標が達成できたかどうかの調査。政策が成功したかどうかを図る基準尺度となる。

- ・目標を追求するために使ったメカニズムや道具は、最も適したものか。

どの程度目標を満たしたか、あるいは満たさなかったかの調査。付加価値性（政策がなかったとしたならば、どうなったか）、外因性（政策がなくても起こったであろうことの種類）、副作用についても調査が必要とされている。

（注）政策目標は、原則として、政策立案の査定の際、政策がどれだけ成功したかを判断する基準として設定され、明確に述べられ、定量化され、分析できるものが要求される一方、総合目標から詳細な目標まで段階的に構成することが求められている。

5. 評価結果の提出

評価実施者は、契約で指定された日までに評価した結果をEconomics Divisionに提出する。この報告の内容については、どんな内容のものであっても、事実関係の間違ひについての修正以外は、MAFFその他から干渉を受けることはない。

6. 評価結果のその後の取り扱い

提出された評価結果は、Management Boardに報告され、政策局とともにフォローアップの責任体制が設立される。そこで指名されたアクションマネージャーは、報告受領後6週間以内に「行動プラン」を作成し、勧告や主な調査結果をリストアップして、それらが受け入れられるか、拒否されるか、そしてどんな行動がだれによっていつとられるのか、を示す。その際、勧告と異なる行動をとることは、「立法措置がないとできない」等、明確な理由がないかぎり、許されない。

「行動プラン」は、政策局などの合意を経て、報告受領後3～6ヶ月以内にとりかかるか完了しなければならない。

7. 評価結果の公表

評価の結果は、原則として、公表される。

用語解説

実績評価 Performance Measurement

達成指標 Performance Measure

Performance Measurementの典型的な例で、既に一定の実績のあるものとしては、米国の「政府業績・成果法」GPRAに基づく評価方式がある。このGPRAに基づく評価について、例えば、米国会計検査院(GAO)では、Performance Measurementを「プログラムの達成度、特に前もって設定された目標に対する達成状況を進行中にモニターし、報告することである」と定義している。そしてこの「前もって設定された目標」は、行政管理・予算局(OMB)の通達によれば、次のように段階的に構成されている。中期的な方向性を示す「戦略計画」における「任務Mission」、任務を果たすための「目標Goal」、より具体的に目指す達成度を測り得るものとして「目的Objective」、さらに目的の内訳として、「目標水準Target」が、目標時点の水準であり、目標水準の比較基準である「基準値Baseline」とともに掲げられている。これに即して、毎年の「年次業績計画」が定められるが、この中で具体的な毎年の「達成目標Performance Goal」が提示され、「年次業績報告」において業績の測定結果が、その分析とともに公表される仕組みとなっている。

具体的に、農務省の「FY2000-2005戦略計画」でみると、農務省は、7つの任務を掲げ、その1番目に「農業生産を支援する」を掲げている。戦略目標1は、「米国の農産物生産者に対し、経済的、商業的な機会を拡大すること」とされ、その下に、目的Objective 1・1として「効果的なセーフティーネットを提供し、強力かつ持続的な農家経済の実現を促進すること」があげられている。このための達成度を測定する指標として、「市場での機会を拡大することにより、米国農家経済の政府への依存度を低下させるため、達成目標水準を、1999年の農家の農産物販売収入中の政府からの受け取り割合47%を、2005年までに14%に低下させる」といった指標を定めている。このような目的Objectiveと指標Measureが

Performance Measureといわれるものである。

そこで、この評価方式の特徴を、いくつか挙げておきたい。一つは、業績の測定は、あくまで、目標の達成度を測定することにあり、個々の指標Measureごとに達成状況を見るが、それでもって成功の如何を測っているのではない。それは、個々の指標と大きな戦略目標の間、いわばプログラムが一つの単位となっている。なお、指標の数は、農務省の前の年次計画では、およそ1600あるといわれるが、今回「戦略計画」を省一本としたので、その数は大幅に減少するものと見られている。

二つ目は、Measurementをどう理解するかであるが、Performance Measurementについては、「行政機関やプログラムの現状と問題点の把握、それらの任務の明確化、ビジョン、到達しようとする目標、明確な戦略計画・行動計画の作成、アカウンタビリティの履行、継続的で着実な改善、それを実現するための指標の作成、進捗状況のモニター、成果報告」という一連の作業過程をいうとしている(アメリカ行政学会)。このことから分かるようにPerformance Measurementは、単に機関やプログラムの実績を評価したり、あるいは測定したりする作業だけを指しているのではない。

三つ目は、前回述べたベンチマーキングとの関係である。「達成の程度を測定する」とことや戦略計画の作成から公表に至る過程は共通しており、OECDのレポートでは、ほとんど重なり合うとしている。しかし、オレゴン州などの例にみられるように、ベンチマークの数を少なくし、ベンチマークの下に達成目標Performance Measureを設けて、実際のプログラムとの関係を持たせようとしているものがみられるなど、ベンチマーキングを他とは違ったものとする理解もある。

総務省はPerformance Measurementを実績評価としているが、国土交通省では「測定」の意味を強調して実績評価(業績測定)としていることを紹介したい。どのような訳語を当てよう、単にあるプログラムを測定・評価することではなく、納税に見合うサービスを提供し、改善していこうとする行政改革の壮大な一連の作業過程全体を指していることには変わりない。

編集後記

この時期は、いよいよ「受験子」たちも終盤戦。とはいうものの、「少子化」の理由の一つに高い教育費負担があげられる一方で、大学の教室では、私語、携帯電話、居眠りと聞けば、思いは複雑です。さて、1月の「政策評価フォーラム」は、盛況、かつ、概ね満足いただけたようで、主催者側もホッとしました。しかも、私語、居眠りなどは、全く見られず、さすがにプロは違うと痛感した次第です。

AFFPRI report

平成13年2月15日 No. 4

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108